

## 第 2 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 2 年 8 月 5 日（水）午後 1 時 3 0 分より、第 2 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

### 記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

#### （出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	10 番 吉田 利一	11 番 今村 正喜	12 番 小島 佳剛
13 番 水主 哲寛	14 番 山本 晃一郎		

#### （欠席委員）

#### （農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

#### （事務局）

土肥 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

( 午後 1 時 3 0 分 開会 )

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。  
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。  
また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 2 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員は、徳田委員、中林委員のお二人にお願いいたします。  
現地調査委員につきましては、中林委員、辻委員です。  
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。

なお、本議案の番号 1 については、私が関係者になりますので、本議案の番号 1 と、番号 2 から番号 4 に分けて審議いただきます。

ここで、社会長職務代理者と議事進行を交代し、私は一旦退出します。

= 吉田会長、退室・議長交代 =

議 長

それでは、本議案の番号 1 について、事務局より説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」の番号 1 をご説明申し上げます。

番号 1 につきましては、譲渡人は耕作が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。

本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長

続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。

中林委員	<p>報告します。去る7月27日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況ですが、水稻が作付されていました。</p> <p>槇島町の利用状況につきましては、小芋、カボチャ、枝豆、トウガラシ等の野菜が作付されていました。</p> <p>槇島町の利用状況につきましては、小屋が建っていました。</p> <p>伊勢田町の利用状況につきましては、水稻が作付されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号1につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>地図番号3については、小屋とのことですがどういった小屋ですか。</p>
局長	<p>農業用の倉庫ですので、問題はありません。</p>
水谷推進委員	<p>手続きされているんですね。</p>
局長	<p>はい、されています。</p>
小島委員	<p>現在作付されている水稻は所有者が植えたものなんですか。</p>
中林委員	<p>本人がされていると思いますが、分かりません。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号1は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 吉田会長、入室 =</p>
議長	<p>本議案の番号1の審議が終了しましたので、このあとの議事進行は、吉田会長と交代します。</p>

	= 議長交代 =
議長	次に、本議案の番号 2 から番号 4 について、事務局より説明願います。
局長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」の番号 2 から番号 4 までを一括してご説明申し上げます。</p> <p>番号 2 につきましては、譲渡人は耕作が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号 3 及び番号 4 につきましては、譲渡人は営農規模縮小のため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上 3 件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
辻会長職務代理者	<p>報告します。去る 7 月 27 日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 2 の小倉町                      の利用状況ですが、水稻が作付されていました。</p> <p>番号 3 の槇島町                      の利用状況ですが、不作付地で草が少々生えておりましたが、保全管理されていました。</p> <p>番号 4 の槇島町                      の利用状況ですが、水稻が作付されていました。</p> <p>いずれも適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 1 号議案の番号 2 から番号 4 につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
徳田委員	譲渡人の申請事由について、番号 1 及び 2 については耕作困難、番号 3 及び 4 については規模縮小とのことですが、少しずつ減らすということなのか、それとも手放すということなのか、これはどういった違いがあるのでしょうか。
局長	各々の当該申請事由に関しては、譲渡人が申請書に記載されているものになります。規模縮小であれば減らしていられるかと思えますし、耕作困難であれば高

	<p>齢等さまざまな理由があるかと思います。</p>
徳田委員	<p>耕作困難については、今までは耕作できていたけど今後は営農できないということでしょうか。</p>
局長	<p>あくまで申請地についての譲渡事由ですので、今後の営農全体について、どう考えられているのかまでは分かりません。</p>
議長	<p>耕作困難と言うと、すぐにでも営農できない状態であるかのように感じるかもしれませんが、実際には後継者が居なかったり今は元気でも将来的なことであったりと幅広い理由が推測されます。</p>
徳田委員	<p>規模縮小の事由に関してはそういったことかと思いますが、番号1及び2についてはどうなのでしょう。</p>
議長	<p>番号1については、人に作業をしてもらっていたと聞いております。番号2については分かりません。</p>
局長	<p>番号2の譲渡人についてはご高齢の方になりますので、耕作困難というのは当てはまるのかなと思います。</p>
徳田委員	<p>譲受人はこれから申請地を取得されるので、番号2も誰か他の人に作業してもらっているかもしれないですね。</p>
議長	<p>そうかもしれませんが、分かりません。今まで自分でやっていたのが難しくなってきたので譲られるという可能性もあります。</p>
中西委員	<p>番号1及び2の譲渡人は、おそらく別の人に作業してもらっていたのではないかと思います。</p> <p>番号2の譲受人についても、他の人に耕作してもらっているんじゃないでしょうか。耕作されている姿を見たことがありません。農機具も持っていないと聞いたことがあります。</p>
局長	<p>相談の経過を確認したところ、番号2の譲渡人に関しては、これから全部の農地を手放していきたいとのこと。</p>

徳田委員	番号2の譲受人は、農機具を持っていて今後営農されていく方なんですか。
中西委員	多分農機具は持っていないと思います。誰かにやってもらっていると思います。昔はお父さんが農業されていたと思いますが、息子さんがされているのは見たことがありません。
議 長	譲受人に関しては、農家資格があって、やりますと本人が言っているなら拒めないんじゃないでしょうか。
局 長	申請には譲受人の営農計画書や、京都市の営農証明も添付されております。よって営農されていると認識しております。
中西委員	所有しておいて、5年経ったら売るかもしれません。
徳田委員	要件としては問題ないんですか。
議 長	たとえ農作業を委託していたとしても、本人が経営していれば営農になります。きれいに管理されているなら問題にはならないかと思います。
多羅尾委員	3条申請には許可後何年か自分でやらないといけないとか、そういった要件がありませんでしたか。
議 長	基本3年3作はお願いしているはずです。
多羅尾委員	たとえば購入してすぐに人に貸すというのは、可能なんでしょうか。
局 長	貸すとなるときちんと手続きをとってもらわなくてはいいませんが、作業の受委託は可能ですので、経営は本人がしていて農作業を他の人にしてもらうことについては問題ありません。あくまでも経営主体は本人で、きちんと営農計画も立ててもらおう形になります。
多羅尾委員	本人が作業していなくても大丈夫なんですね。
議 長	荒らしていたら問題になりますが、作業そのものに関しては、別の人にやってもらっていても大丈夫です。

水谷推進委員	議受人は、宇治市内でどのくらい営農されていますか。
局 長	宇治市内は3,314㎡です。ほとんど京都市内にお持ちです。
水谷推進委員	炭山にも経営されている農地があると思いますが、そちらはほとんど耕作されておらず、何も植わっていません。現地確認はできていますか。
局 長	確認できております。
水谷推進委員	荒れていたら買えないはずですよ。
局 長	保全管理という形で、草刈りはされております。現状、作付まではできていませんが、荒らされてはいません。荒らしていれば草刈り等必要ですが、保全管理されている状態であれば、従来から要件を満たしていると認めております。
中西委員	3,314㎡は今回の申請地を含めた面積ですか。
局 長	今回の申請地は別です。きちんと許可を得てから経営面積にプラスされます。
水谷推進委員	経営地全体については分かりませんが、宇治市内3,314㎡については、災害で被災されてできないのは分かりますが、保全管理しかされておられません。申請地はきちんと耕作されるのでしょうか。
議 長	営農計画は出ているんですね。
局 長	出されております。
議 長	それならば、きちんと耕作されているかどうか、今後の動きについて地元の推進委員さんが中心になって確認していただければと思います。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号2から番号4は、議案のとおり「承認すること」と決しました。

<p>局長</p>	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>それでは、第1号報告及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、平成2年5月頃、農地法に基づく転用届を知らずに住宅敷地として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>番号2につきましては、境界については、フェンスで区画し、雨水については、南側に排水路を設置し排水されます。</p> <p>番号3につきましては、令和2年6月頃、農地法に基づく転用届を知らずに住宅敷地として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>番号4につきましては、昭和52年6月頃、農地法に基づく転用届を知らずに駐車場として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>以上4件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、北側通路を資材の搬入路とし、雨水については、北側の排水口へ排水されます。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
-----------	---



(午後1時57分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_